

2024年4月1日

各位

守成クラブ宮城県内会場
仙台青葉・仙台伊達・ヒルノ仙台
宮城古川・宮城仙南・仙台若葉

宮城県内会場例会参加資格について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

過日の宮城県内代表者会議にて、宮城県内各会場の参加資格のルールを下記の通り定めたことをご報告いたします。

記

1.例会参加資格

決裁権を持つ

- ・法人の役員（取締役以上）
- ・個人事業の代表者

2.例会に参加いただけない方

（登記されていない）執行役員、部長職、マネージャー職、店長職など

注:宮城県外の会員様も本規則の対象となります。

不明な点は各会場にエントリーの際、お問い合わせください。

3.参加ルールの適用

2024年4月の例会より

以上